

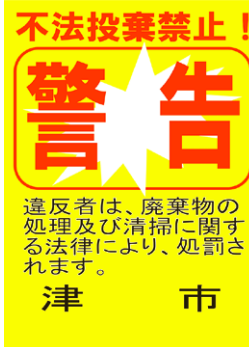


## なくそう！ごみの不法投棄

山道の脇や空き地などの人目につかない場所へ家具や生活ごみ、家電製品、事業活動に伴って生じたごみを不法に投棄する行為が後を絶ちません。不法投棄は犯罪ですので絶対にやめましょう。

津市では不法投棄のないきれいなまちにするために巡回・監視パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めていますが、皆さんからの情報提供も不可欠です。通報のご協力をお願いします。

また、自治会に対して、不法投棄が多い場所に設置する看板(右図)を配布しています。詳しくは、環境政策課へお問い合わせください。



不法投棄禁止の看板

**不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。**

### 不法投棄による問題

- 土壌や水質の汚染、悪臭など環境汚染の原因になる。
- 自然や景観を損なう。
- 不法投棄物を撤去し、自然を元の状態に戻すには、莫大な費用と時間を要する。



森林に投棄されたごみ



高架下に投棄されたごみ

### 不法投棄をされないために

不法投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

草が生えて見通しが悪い、車を止める場所があるといった状況だと不法投棄されやすいため、自分の土地を適正に管理して、不法投棄から守りましょう。以下の管理をすることで防止につながります。

- 見回りを定期的に行う。
- 草刈り、剪定などを定期的に行い、見通しの良いきれいな状態にしておく。
- 周囲や入口にロープを張る、柵を作る、車止めを置く。

所有者がしっかり管理している土地であることを印象付けるのが効果的じゃ！



### 見つけたら情報提供を

日時、場所、投棄者の性別、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物などの情報を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

#### 問い合わせ

環境政策課 ☎ 229-3258  
津警察署 ☎ 213-0110  
津南警察署 ☎ 254-0110